

「成年後見制度の基本を学ぼう！」

七飯町役場 福祉課地域包括支援係

社会福祉士 岡本 勉

相談内容



包括・岡本さん

認知症進行？
何度も通帳なくす
金銭管理が難しい

ケアマネ

2

1



叔母

83歳 七飯町在住 独居
近くに頼れる親族いない
生活に不安、施設入所検討中

叔母が心配

4

姪
長崎県在住

3



成年後見制度とは

認知症や、知的障害、精神障害、
高次脳機能障害などによって
判断能力が不十分な方の
財産や権利を守る制度

3区分

種類(類型) 本人の判断能力 の状態	① 後見 常に欠けている状態	② 保佐 著しく不十分	③ 補助 不十分
支援を行う人	成年後見人	保佐人	補助人
<u>必ず</u> 与えられる権限	●代理権 ●同意権	●同意権	
<u>申立により</u> 与えられる権限		●代理権	●取消権 ●同意権

代理権～手続きや契約などを本人に代わって行うこと

同意権～ご本人が行う行為に対して、ご本人に不利益がないか検討し、問題がなければ了承すること

取消権～後見人等に同意見が与えられている行為に対し、ご本人が後見人等の同意を得ていない行為を、後から取消することができる

後見人等ができること

財産管理

本人の預貯金などの財産を管理し、
お金の使い方を一緒に考えること

- (1)現金や預貯金などの管理
- (2)不動産(自宅や土地など)の管理

身上保護

本人に必要な医療や介護などの
サービスを利用できるように
手配すること

- (1)通院, 入院の手配, 契約
- (2)介護サービスの手配
介護施設の選定や入所契約
- (3)住所変更などの行政手続き

財産管理

たとえば…
独居の方が施設入所した場合の家の管理は？



後見人等



業者へ依頼！



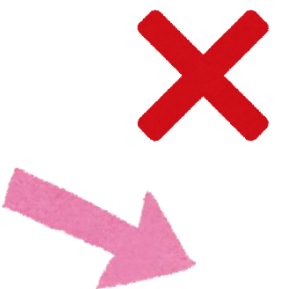
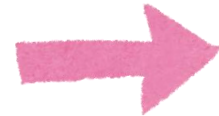
直接的な支援の
権限は与えられていない！

身上保護

後見人等



介護タクシーやヘルパーへ依頼！



直接的な支援の権限は与えられていない！

受診の付き添い等を行わない

成年後見制度 概要 ポイント

成年後見制度とは？

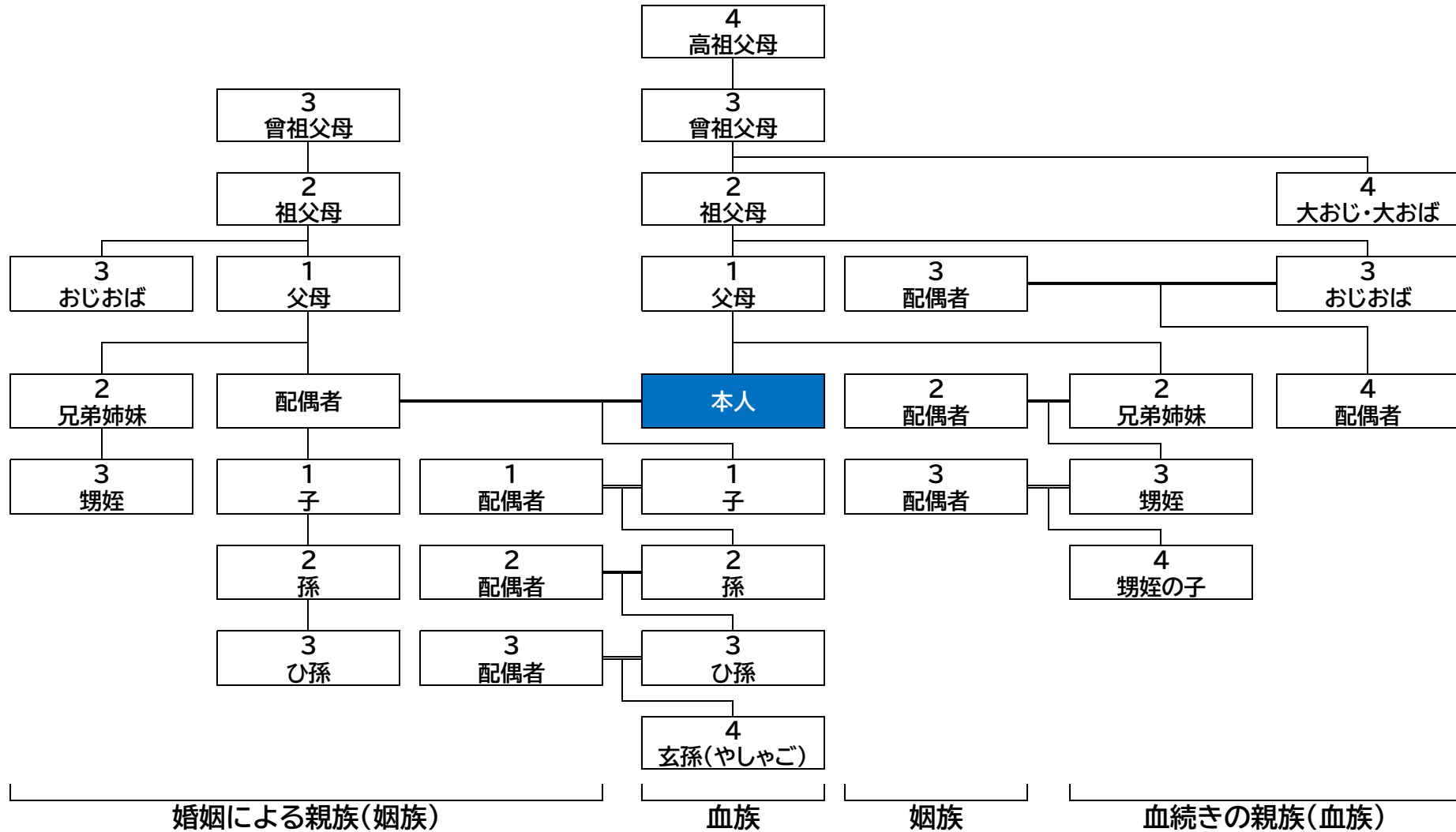
認知症や、知的障害、精神障害、高次脳機能障害などによって判断能力の不十分な方の財産や権利を守る制度

- ・判断能力の程度によって、3区分(後見, 保佐, 補助)に分けられ、それにより、支援内容が変わる
- ・ご本人の自己決定を大切にする制度である
- ・費用は、ご本人の財産による
財産の少ない方の場合は、市町村による助成制度がある

4親等以内の親族

申立人になれる人

本人・配偶者・4親等以内の親族, 市町村長など



モデル事例2：認知症（軽度），在宅，独居【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 ○○○○年 ○ 月 ○ 日

本人氏名：○○ ○○
 生年月日：○○○○年 ○ 月 ○ 日

作成者氏名：○○ ○○ (印)
 職業(資格)：○○市社会福祉協議会(社会福祉士)
 連絡先：○○-○○○○-○○○○
 本人との関係：○○市中核機関の相談員

- 1 本人の生活場所について
 自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）
 施設・病院
 → 施設・病院の名称 _____
 住所 _____

- 2 福祉に関する認定の有無等について
 介護認定（認定日：○○○○年 ○ 月）
 要支援（1・2） 要介護（1・2 **③**・4・5）
 非該当
 障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）
 区分（1・2・3・4・5・6） 非該当
 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

- 3 本人の日常・社会生活の状況について
 (1) 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
 （今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

在宅で介護保険サービスを利用し、別居の長男や長女の支援を得て生活を継続しているが、最近では食材を大量に買い込んで腐らせる、サービス利用日や時間を忘れて外出するなど、サービス提供が受けられないことが増えてきている。ケアマネージャーはサービスの見直しが必要だと考えている。

- (2) 認知機能について
 日によって変動することがあるか： あり なし
 （※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
 エの項目は裏面にあります。）
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
 ほとんど伝達できない できない
 イ 日常的な行為に関する理解について
 理解できる 理解できない場合がある
 ほとんど理解できない 理解できない
 ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
 記憶できる 記憶していない場合がある
 ほとんど記憶できない 記憶できない

モデル事例2：認知症（軽度），在宅，独居【裏面】

- エ 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

- (3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある
 （行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等）

鏡を焦がすことが、3か月に1回程度ある。1日は本人が希望していないため、使用していない。ヘルパーが来る日や時間を忘れてしまい、自宅にいないため、ヘルパーが支援に入れないときが、月に一、二回程度ある。

- (4) 社会・地域との交流頻度について
 週1回以上 月1回以上 月1回未満

- (5) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

- (6) 金銭の管理について
 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
 （支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等）

別居の長女が定期預金通帳を管理しているが、日常的な金銭管理は本人が行っている。最近では日常的な金銭管理が難しくなり、長女が社協の日常生活自立支援事業が使えないか、と相談してきた。

- 4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
 （※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。）

介護保険サービス提供事務所から「お父さん、お母さん、という方がよく、本人の希望や長女からは、これからは本人に任せて心配との意見。本人が在宅で生活することができるか、か」

- 5 家庭裁判所に成年後見人として申立てをすることを認めるか
 申立てをすることを認める
 申立てをすることを認めない
 申立てをすることを認めない
 その他
 （上記チェックボックスを5つとも選択しないこと）

説明についての理解は良好。述べられる。また、長女は「そろそろ施設に入るこ

- 6 本人にとって望ましいと考えられること
 （※御意見があれば記載してください）

本人は自分の希望や思いをいつでも関わってきている。しかも、これまでとは違う内容で検討する。サービスの利用などの契約行為の思いも支えながら、安易に本人の意思や意向を尊重しつつ体制をとり、チームとして本

本人情報シート

日頃関わっているCMや相談員、看護師等の視点から、「ご本人の日頃の判断能力について記載する書類」です
 医師や家庭裁判所へ補助資料として提出します

申立て書類

家庭裁判所で、書類一式を受け取ることができます。
家庭裁判所のHPから、ダウンロードもできます。

【申立て書類の一例】

- ◇申立書・・・申立て理由など
- ◇申立事情説明書・・・本人の生活歴や生活状況, 親族の状況など
- ◇財産目録・・・本人の貯金や, 不動産など
- ◇収支状況報告書・・・毎月の大まかな収支状況
- ◇後見人候補者事情説明書・・・後見人の候補者を指名する場合,
どのような人が知ってもらうための書類
- ◇親族の意見書・・・申立てに反対か賛成か, 親族に確認する書類

※この他にも申立てる種類によって、必要となる書類があります。



提出書類一覧表 個人番号(マイナンバー)の記載のない書類を提出してください。

申立書及び添付資料関係	
1	申立書
2	申立事情説明書
3	後見人等候補者事情説明書
4	本人情報シート(家庭裁判所所定用紙を使用)
5	本人の診断書及び診断書附票(家庭裁判所所定用紙を使用)
6	本人の登記されていないことの証明書(法務局)
7	収支予定表
8	財産目録(必要に応じて相続財産目録)
9	本人の戸籍謄本(全部事項証明書)
10	本人の住民票又は戸籍附票
11	後見人候補者の住民票又は戸籍附票
12	親族関係図
13	親族の意見書
本人の健康状態に関する資料(写し)	
14	精神障害者手帳 身体障害者手帳 療育手帳 介護保険認定書等
本人の財産に関する資料(写し)	
(収入編)	
15	本人の年金証書
16	本人の年金支給額通知書(はがき)
17	生活保護に関する保護決定通知書
18	確定申告書及び収支内訳書(不動産収入等がある場合)
(支出編)	
19	入院費・施設費の領収書(最近3か月分・おむつ代等も含む。)
20	道・市民税の通知書(税額)
21	固定資産税の通知書(税額)
22	健康保険料の通知書(保険料)
23	介護保険料の通知書(保険料)
24	家賃の領収書(本人名義で借りている場合)
25	その他、恒常的な支出があればその領収書
(預貯金)	
26	本人名義の通帳全部
27	定期預金・定額貯金などの証書
28	証券会社からの通知書
(生命保険・損害保険等)	
29	本人が契約者になっている保険契約の証書・証券
(不動産)	
30	土地・建物登記事項証明書(登記簿謄本)
31	固定資産税通知書(資産の内訳のページ)
(負債)	
32	金銭消費貸借契約書
33	住宅ローン償還表
34	消費者金融会社からの督促状
(その他)	
35	株式保護預かり通知書・残高報告書等
36	投資信託の残高通知書
37	自動車検査証(自動車を所有の場合)
38	相続分を有する遺産分割前の財産関係資料(可能な場合に限る。)

【市区町村から取寄せる書類】

- ◇本人の戸籍謄本
- ◇本人の住民票
- ◇後見人等候補者の住民票

【法務局から取寄せる書類】

- ◇登記されていないことの証明書
 - ・・・本人が成年後見制度をすでに利用していないかを確認する書類

- ・姪が申立人になった

(おばの住む七飯町を管轄する函館家庭裁判所へ申立て)

- ・家庭裁判所が、保佐相当と判断

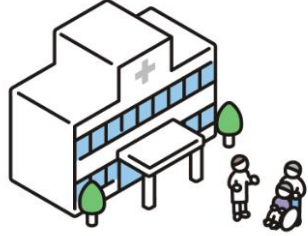
- ・保佐人が
財産管理や、施設入所契約などを行う



Q1 身寄りのない方や、ご家族が疎遠な方の場合、
成年後見制度は申立て出来ないのでしょうか？

成年後見制度の利用必要な状況にあるにも関わらず、
本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合や、
親族がいない場合には、市町村長が申立人となって、
申立てを行うことができます。

あきらめないで、まずはご相談ください！



Q2 後見人等は医療の同意はできないって本当ですか？
他に、出来ないことは？

医療の同意

- × 治療方針の判断
医療行為への同意
- 入院の手続き
アメニティーの契約

厚生労働省

「身寄りがない人の入院及び医療にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」など参考に、
ケースバイケースの対応になります。

後見人等にできないこと

基本的に、後見人等には、
介護や日用品等の直接的な支援の権限は与えられていません

たとえば、こんなことは権限が与えられていません

①介護や介助

②日常生活に関する行為
(日用品の購入など)

③身元保証人・引受人
になること

④医療の同意



Q3 成年後見制度の相談窓口を教えてください

- ・地域包括支援センター
- ・行政の担当窓口
- ・権利擁護センター, 成年後見センター
- ・弁護士会, 社会福祉士会等の専門職団体 など

お気軽にご相談ください！

相談先

お住まい	機関名	TEL
七飯町	七飯町役場 福祉課 地域包括支援係 (介護総合支援センター安心ななえ)	0138-66-2488
北斗市	北斗市 地域包括支援センターかけはし	0138-74-2530
函館市	函館市成年後見センター	0138-23-2600
	函館市 地域包括支援センター	函館市内10ヶ所 お住まいの地域によって 担当が決まっています

ちょっとした変化に気付いてあげることが出来るのは、
普段関わっている、医療・介護従事者

普段の関わりの中で、

(サービス利用がうまく繋がらない)(金銭管理が難しい)(書類の手続きに困っている) 等

支援に行き詰まっている場合、解決のきっかけとして
成年後見制度をご検討ください

あまり難しく考えず、まずは、お気軽にご相談ください！

